

平成29年度世田谷区民間建築物アスベスト含有調査 助成事業のご案内

1. 目的

本事業は、アスベストを含有する吹付け材が施工されているおそれがある区内の民間の建築物(助成対象建築物)の吹付け材について、アスベスト含有の有無の調査に要する費用の一部を国の補助制度を活用して区が所有者等に助成することにより、調査結果をもとに除去等を誘導し、飛散防止対策の徹底を図ることを目的としています。

2. 助成の対象要件

- ①申請者が次のいずれかに該当すること
 - (1)区内にある助成対象建築物の所有者(個人・法人)
 - (2)区内にある助成対象建築物を管理する管理組合
- ②アスベスト含有調査に「建築物石綿含有建材調査者」が関与していること

3. 助成の対象となる費用

助成の対象となる費用は、助成対象建築物の吹付け材について専門の調査機関に依頼して行う、アスベスト含有の有無に係る調査に要する費用です。

※助成金の交付決定の前に実施済みのアスベスト含有調査は対象外となります。

※消費税相当額を除きます。

※1,000円未満の端数は切り捨てます。

※1棟につき25万円を限度とします。

4. 募集期間

平成29年6月1日(木)から平成29年12月1日(金)まで ※先着順で受け付けます。
(この期日以降の提出見込みとなる場合はご相談ください。)なお、予定額に達した時点で終了します。

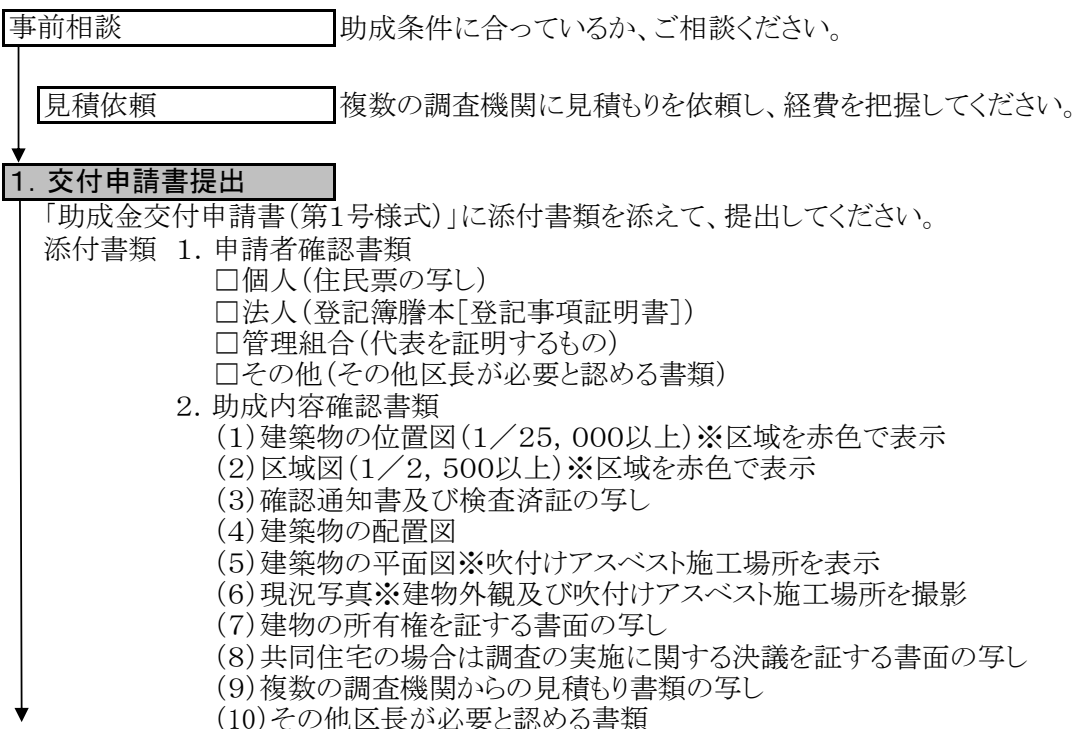
5. 申し込み方法

申請書等必要書類を環境保全課へ持参してください。(郵送不可)

申請書様式は、環境保全課窓口にあります。また、区のホームページからもダウンロードできます。

6. 助成金の交付申請手続き

助成金の申し込みから交付までの流れは、次のとおりです。



2. 交付決定通知書受取

申請内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、区から「助成金交付決定通知書(第2号様式)」をお送りします。助成金を交付しないことに決定したときは、「助成金不交付決定通知書(第3号様式)」をお送りします。

調査実施

交付決定後、アスベスト含有調査を行ってください。

3. 完了届提出

アスベスト含有調査完了後、30日以内に、「助成金助成事業完了届(第6号様式)」に添付書類を添えて、区へ提出してください。

添付書類(1) 支払内訳書の写し

(2) 調査機関と締結した契約書の写し

(3) 調査機関が発行した分析調査結果報告書等(厚生労働省通知による「石綿分析結果報告書」又はこれと同等の情報が掲載された資料)の写し

(4) 調査に要した経費に係る調査機関からの請求書及び領収書の写し

(5) その他区長が必要と認める書類

4. 交付額確定通知書受取

届出内容の確認・調査を行い、助成金の交付額が確定しましたら、区から「助成金交付額確定通知書(第7号様式)」をお送りします。

5. 交付請求書提出

確定通知書が届きましたら、14日以内に、「助成金交付請求書(第8号様式)」を区へ提出してください。

6. 助成金の受取

交付請求書の提出後、約1か月以内に、指定された金融機関の口座に区から助成金が振り込まれます。

【ご注意ください】

①「助成金交付申請書」「助成金助成事業完了届」「助成金交付請求書」に使用する印鑑は、全て同じものをお使いください。

②「助成金助成事業完了届」「助成金交付請求書」は指定された期限内に区へ提出してください。

なお、「助成金交付請求書」の最終提出期限は平成30年2月2日(金)となります。提出が遅れますと、助成金の交付ができなくなります。

7. 助成事業の変更・交付決定の取り消し・助成金の返還

①助成事業の内容に変更がある場合、又は中止する場合は、あらかじめご相談ください。

②偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、助成金が交付されているときは、助成金の交付決定を取り消し、助成金の返還を命じる場合があります。

交付申請受付・お問い合わせ先

環境政策部環境保全課

世田谷区役所第1庁舎5階53番窓口

電話番号 03(5432)2274

ファクシミリ 03(5432)3062

ホームページ <http://www.city.setagaya.lg.jp/>